

令和 8 年 9 月 25 日
内 閣 官 房
国 土 交 通 省
防 衛 省

兵庫県知事 様

確認事項に対するご回答について

ご連絡いただいております質問事項について、以下のとおり回答いたします。

【取り組み全般について】

Q1. 従来から自衛隊や海上保安庁による利用実績がある港湾について、新たに「特定利用港湾」として指定する必要性、およびその意義、特定利用港湾に指定されることで、得られる具体的な効果

(答)

これまで、自衛隊・海上保安庁が民間の港湾を利用する際には、必要な時にその都度、インフラ管理者等と調整を行っていたところですが、「特定利用港湾」を利用する際には、本取組において設ける「円滑な利用に関する枠組み」を通じて、自衛隊・海上保安庁が計画している、主要な訓練等の情報を、可能な限りインフラ管理者にあらかじめお示しし、意見交換を行うことで、早い段階で、港湾の利用において生じ得る課題を把握・解決し、より円滑な利用が可能になるものと考えています。

「特定利用港湾」となることの効果は、

- ・ 「円滑な利用に関する枠組み」を通じ、平素から国・自治体の担当者が連携することで、災害時の対応などの緊急性の高い場合においても利用調整を円滑に行うことが可能となること
- ・ 平素の訓練等を通じて自衛隊・海上保安庁が港湾のそれぞれの特性を習熟しておくことで、災害時の対応などにおいてもより迅速かつ、安全に部隊や物資を展開・輸送することが可能となること
- ・ 整備面に関しては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進が図られること

であり、このように自衛隊・海上保安庁との連携が円滑になること、また、必要な整備が促進されることは、これまで以上に、自衛隊・海上保安庁による災害等の効果的な対応につながり、ひいては地元の皆様の安全に資するものであり、地元の皆様にもメリットになるものと考えています。

Q2. 特定利用港湾への指定は、姫路港の軍事的性格の強化につながるのではないかと。武力紛争時における攻撃対象となるリスクの増大や、ジュネーブ諸条約上の文民施設としての取扱いに影響を及ぼすのではないかと。

(答)

自衛隊はこれまでも「特定利用港湾」に限らず、民間の港湾を利用してきており、「特定利用港湾」と

なることで、自衛隊が常に利用するようになる、また、港湾に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったものではないため、御指摘には当たらないと考えています。

また、ジュネーブ条約諸条約第一追加議定書第52条2においても、軍事目標となるものについては、実際に武力紛争が生じた場合において、「その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資するものであってその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすものに限る。」と定められています。

そのため、軍事目標に該当するか否かについては、実際に武力攻撃が生じた場合において、その時々状況下で個別具体的な判断によって実態的に決まるものであり、「特定利用空港・港湾」であるか否かによって形式的に決まるものではないと考えております。

Q3. 近年の国際情勢を踏まえた特定利用港湾の必要性について、想定される事態ごと具体的に示して頂きたい。

(答)

総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備の取組においては、戦後最も厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、平素から、必要に応じて自衛隊・海上保安庁が民間の空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としてきました。

また、これらの空港・港湾については、あくまで民生利用を主としつつも、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備や既存事業の促進を図ってきたところです。

このように、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものとなります。

このことを踏まえ、例えば、船舶の離岸・接岸には、港湾ごとの構造や気象などに大きな影響を受けるため、自衛隊・海上保安庁の船舶が、港湾を安全に利用するためには、平素からそれぞれの特性に習熟しておくことが必要です。その上で、「特定利用港湾」における自衛隊の訓練について言えば、輸送艦等により国民保護のための避難に係る訓練や部隊の搭載・卸下のための訓練、護衛艦による離岸・接岸の訓練等を想定しております。

また、緊急時の場合に想定されるものとして、例えば災害対応や弾道ミサイル対処のために必要な部隊や装備品を展開場所に輸送することが考えられます。

Q4. 国家安全保障戦略における「有事の際の対応も見据えた」記述を踏まえても、特定利用港湾の枠組が有事を対象とするものではないとの理解でよいのか。

(答)

政府としては、厳しい安全保障環境を踏まえ、国民保護や部隊の展開、災害時の対応等において自衛隊・海上保安庁の能力を最大限発揮するために、平素から訓練を行う必要があると考えており、そのためには国内の多様な空港・港湾を平素から円滑に利用できることが極めて重要であると考えています。

この考えの下、本取組は、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、あくまで平

素における空港・港湾の円滑な利用調整を行うことを目的としています。

その上で、本取組を通じて平素から自衛隊・海上保安庁が必要な民間空港・港湾を円滑に利用できるようになることは、結果的に、武力攻撃事態のような有事が発生した場合における国民保護への対応や部隊の展開等にも資するものと考えており、こうした点を捉えて国家安全保障戦略に記載している「有事の際の対応も見据えた取組」であるとも言えると考えています。

他方、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」等に基づき行われるため、本取組における対象ではありません。また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Q5. 説明会資料「姫路港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項」に記載される「国民の生命・財産を守るうえで緊急性が高い場合又は船舶の航行の安全を確保するうえで緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）」には、「存立危機事態」、「重要影響事態」が含まれうるという理解で良いか。

（答）

「国民の生命・財産を守るうえで緊急性が高い場合」としては、例えば、災害時において救助部隊の派遣が必要な場合や弾道ミサイルに対処する場合を想定しており、また、「航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保するうえで緊急性が高い場合」としては、例えば、自衛隊・海上保安庁の航空機や船舶に不測の事態が発生し、安全を確保する必要がある場合を想定しております。

その上で、存立危機事態、重要影響事態が「緊急性が高い場合」に該当するかについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難です。

Q6. 当該港湾（姫路港）が指定候補とされた理由と、具体的な活用場面（災害対応・輸送オペレーション等）を想定されているか。

（答）

対象候補の選定の基本的な考え方は、自衛隊・海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、例えば、

- ・島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島や、
- ・部隊等の所在地の近傍

に所在するなど、それぞれの空港・港湾の特性に着目し、その整備状況等を踏まえて選定しています。その上で、姫路港を選定した理由は、部隊等の所在地の近傍に所在していることにあります。

具体的に姫路港の近傍には、例えば、陸上自衛隊姫路駐屯地などが所在しており災害対応を含む各種事態への対応において、姫路港を利用させていただく可能性があります。また、姫路港の周辺で災害等が発生した場合においては、全国から救援部隊や救援物資を輸送するために利用することが想定されます。

具体的な活用場面としては、例えば、災害対応の際に、「円滑な利用に関する枠組み」を通じて、自衛隊の船舶やチャーター船により、救援部隊や救援物資を輸送することが想定されます。

このため、自衛隊・海上保安庁が災害等に対して効果的に対応するには、平素から港湾を円滑に利用できること、また、必要な整備が促進されていくことが重要であるとの考えに基づき、対象候補を選

定しています。

Q7. 姫路港を特定利用港湾とするための具体的なスケジュールは決まっているのか。

(答)

国としては、本年度中を目途に、関係省庁とインフラ管理者である兵庫県との間で確認文書を取り交わし、新たに「特定利用港湾」として公表したいと考えています。

Q8. 説明会資料「自衛隊・海上保安庁の利用に資する施設を整備中の事業」に掲載されている姫路港の各事業は、今後促進されると理解してよいのか。

(答)

特定利用港湾となった後は、民生利用の必要性に加え、安全保障上の観点からの重要性も加味しつつ、事業の促進を図ってまいります。

Q9. 整備中の箇所だけでなく、自衛隊や海上保安庁が利用するうえで支障のある箇所（例えば、沈下した岸壁エプロンの修繕、防舷材の取替え等）の整備は対象となるのか。

(答)

自衛隊や海上保安庁の船舶だけでなく、民生利用において支障がある場合には、民生利用の必要性を確認した上で、整備の実施について判断していきます。

【訓練について】

Q10. 姫路港において訓練利用する場合、どのような訓練（内容・実施場所・使用施設の諸元）を想定しているのか。日常的に小型のプレジャーボートや漁船が利用する施設も訓練で利用することを想定しているか。

(答)

現時点において、具体的な訓練の計画はありませんが、例えば、自衛隊の訓練の内容については、輸送艦等により国民保護のための避難に係る訓練や部隊の搭載・卸下、護衛艦による離岸・接岸の訓練を想定しています。

海上保安庁については、国民保護のための訓練や災害対応、港湾施設等のテロ等警戒、搜索救難・人命救助等への対応に必要な訓練等を想定しています。

また、どのような施設を利用するかについては、具体的な訓練の計画がない現時点で確たることは申し上げられないことをご理解いただきたいと思います。仮に小型船が日常的に利用している施設を利用するニーズが生じた場合につきましても、その訓練の内容に応じて、港湾管理者たる県と事前によくご相談したいと考えています。

Q11. 実弾等の危険物運搬を行うことがあるのか。危険物運搬がある場合、これら危険物は関係法や条例に則り、適切に運用されとの理解でよいのか。

(答)

これまでも自衛隊・海上保安庁は、民間港湾において、武器・弾薬等を含む物資輸送を行ってきてお

り、姫路港が「特定利用港湾」となっても同様に利用することはあります。その場合においても、関連する法令に則り、安全に十分配慮してまいります。

Q12. 年数回の訓練と説明があったが、訓練で使用する実日数を提示いただきたい。例えば1回の訓練で長期間使用することはあるのか。

(答)

訓練の期間は、その時の訓練内容により異なりますが、1日で終了する場合もあれば、数日間にわたって実施する場合があります。

いずれにしても、インフラ管理者のご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊・海上保安庁による利用が港湾周辺の方々を含む関係者に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいります。

Q13. 港湾施設の損傷や第三者に損害が発生した原因が、国の訓練であることが明らかな場合は、国が原状回復又は損害を賠償するのか。

(答)

自衛隊・海上保安庁の利用により具体的な損害が発生した場合は、所要の調査の上、関係法令に基づき、適切に対応していくことになります。

Q14. 説明会資料の Q&A においては、

- ・ A13:「米軍が本枠組に参加することはない」
- ・ A22:「日米合同訓練における自衛隊による港湾利用は本枠組の対象となる」

とされており、同一の事象(日米合同訓練)に関して、主体ごとに異なる整理が示されている。

日米共同訓練における米軍の港湾利用に関する調整も、特定利用港湾の枠組の対象となるのか。

(答)

平素における自衛隊・海上保安庁による利用は「円滑な利用に関する枠組み」に基づき行われ、仮に日米共同訓練により、米軍が港湾を利用する際には、本枠組みではなく、従来どおり米軍自身がインフラ管理者とこの枠組みの外で調整を行うこととなります。

その上で一般論として申し上げれば、米軍は「特定利用港湾」であるか否かにかかわらず、日米地位協定第5条に基づいて我が国の民間港湾に出入りすることができます。

Q15. 特定利用港湾の枠組みで調整された港湾利用においては、米軍が当該港湾を利用することは無く、そのような事例も無いと理解してよいのか。

(答)

日米共同訓練における民間空港・港湾の利用にあたっては、これまでも自衛隊と米軍がそれぞれ利用調整を行ってきております。「特定利用空港・港湾」となり「円滑な利用に関する枠組み」が設けられた場合であっても、このような調整の仕方は従前と同様です。

なお、「特定利用港湾」となったからといって、本枠組みに基づいて、米軍が利用することはなく、これまでもそのような事例はございません。

【民生利用への影響について】

Q16. 「民生利用を主とする」との考え方に関する基本的な定義および判断原則はどのようなものか。
例えば、例年の繁忙期を避けて訓練を企画するなど、利用時期を調整させて頂くことは可能か。

(答)

ご質問の「民生利用を主とする」については、あくまで港湾整備について、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、安全保障上の重要性も加味して事業の促進に努めるということの意味しています。

港湾の利用については、「特定利用港湾」となった後も、関係法令等に基づく港湾管理者の権限や運用が変わるものではなく、既存の関係法令等に則って、適切な判断をお願いしたいと考えています。

その上で、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中で、自衛隊・海上保安庁の訓練等の利用計画を事前にお示し、民間船舶による岸壁の利用予定等を確認し、相談をさせていただき、例えば、例年の繁忙期を避けて訓練を企画するなど、利用時期等を検討していきたいと考えています。

Q17. 民生利用への影響に関する想定される範囲および許容の考え方を示していただきたい。

(答)

民生利用への影響に関する想定される範囲については、訓練等の内容や規模などによるため一概に申し上げられません。

その上で、訓練等の実施に当たっては、本取組で設ける「円滑な利用に関する枠組み」の中でご意見・ご要望も踏まえ、自衛隊・海上保安庁による利用が港湾周辺の方々に及ぼす影響が最小限となるよう、努めてまいりたいと考えています。

なお、許容の考え方については、港湾管理者とどのような利用が可能なのか、調整させていただく中で、すり合わせをさせていただきます。

Q18. 「民生利用に配慮しつつ」で想定される具体的な「配慮」の内容を示していただきたい。

(答)

「民生利用に配慮しつつ」で想定される具体的な「配慮」につきましては、港湾利用に際しての安全配慮だけでなく、港湾運送・物流への影響、フェリー等の住民生活への影響を最小限となるよう、迅速に情報提供を行うだけでなく、関係省庁とインフラ管理者が緊密に連携していくことを想定しております。

Q19. 特定利用港湾となったことで、将来にわたり、自衛隊等の利用を優先するようなことはないかと確約していただけるか。

(答)

「特定利用港湾」は、平素において、港湾法等の既存の制度に則って、自衛隊・海上保安庁が円滑に利用できるよう調整するための枠組みを設けるものです。「特定利用港湾」となった後も、自衛隊・海上保安庁の優先利用を求めるものではなく、インフラ管理者の権限や運用が変わるものではありません。

【その他】

Q20. 令和8年熊本地震発災後の支援活動において、特定利用空港・港湾の枠組みが活用された事例はあるか。

(答)

令和8年熊本地震に際して、八代港において、海上自衛隊の艦船による入浴支援や、防衛省が借り上げている民間船舶による入浴、宿泊支援のほか、海上保安庁の船舶による給水、入浴、給電支援を実施しております。

八代港においては、令和6年度から特定利用港湾として利用させていただいており、平素の訓練等を通じて、港湾の特性を習熟したことで、迅速かつ安全に災害対応ができたものと考えております。

また、自衛隊・海上保安庁は、発災後速やかに職員を熊本県庁の災害対策本部にリエゾンとして派遣し、同本部において、関係機関とともにインフラ管理者である熊本県と岸壁等の調整を迅速に実施することができました。